

1. 件名：東海再処理施設安全監視チーム会合への対応に係る面談
2. 日時：令和元年12月27日(金)10時30分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

田中安全審査官、小舞管理官補佐、堀内安全審査官、内海係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他2名

5. 要旨

○原子力機構から、令和元年12月25日の第36回東海再処理施設安全監視チーム会合における監視チームからの指摘について、指摘事項の確認と、資料に基づく指摘に対する回答方針の説明があった。

○原子力規制庁より、監視チーム会合における指摘の趣旨を再度伝えた。

- ・東海再処理施設の廃止措置作業が、高レベル放射性廃液を早期にガラス固化することが最優先事項であることを踏まえ、示されたガラス固化再開に向けた工程については、更なる工程の短縮化（更なる早期再開に向けた努力）を引き続き検討すること。
- ・ガラス固化の早期再開に向け課題を明確化するため、以下の事項を整理して次回監視チーム会合で回答すること。
 - ①ガラス固化作業を早期に実施するための人員及び予算は足りているか。
 - ②ガラス固化作業を実施するために必要な技術的能力を有しているのか。
 - ③担当理事による職員に対するガラス固化の早期再開に向けた動機付けは何か。
 - ④理事長は、東海再処理施設の廃止措置を早期に進めるため、担当理事に対しどのようなインセンティブを与えているのか。
 - ⑤担当理事は理事長に対し、東海再処理施設の状況を頻度良く報告しているか。
- ・12月19日に申請された安全対策にかかる補正申請の記載全般については、一読したところ、結果である対策のみの記載しかなく、なぜこの対策で良いのかを科学的・技術的に判断するための成立性が一切確認できないため、審査が出来ない状況であるから、速やかにその妥当性を説明できる内容を示すこと。

○その上で、機構が作成した指摘に対する回答方針の資料及びその説明について、原子力規制庁より、以下の内容を伝えた。

（指摘全般の趣旨について）

- ・監視チーム会合における指摘の趣旨は、ガラス固化処理が進まない中、どうすれば早期のリスク低減ができるのか、また、廃止措置を70年で着実に進めていくことができるのかということに尽きる。

- ・この指摘の趣旨に対して、原子力機構がどのように受け止め、どのように対応していくのかということを含体的に問うているのであるから、資料2のコメント整理表を作成して潰していけば良い、一対一で回答をしていけば良い、という考えは指摘の趣旨とは異なる。

(変更認可申請について)

- ・東海再処理施設に係る廃止措置計画変更申請全般にいえることだが、その申請内容の妥当性を技術的に説明することができる内容が廃止措置計画として示されている必要があるのに、それが添付等されていないから審査ができない。
今後実施していく廃止措置計画の技術的成立性が申請の中で記載されていることが重要なことから、機構のいう「設工認レベル」というものに意味はない。
- ・一言でいえば、今般の安全対策に係る補正については、これらの資料が整っていないということ。一例としては、HAW（高放射性廃液貯蔵場）については接地率が低いとのことだが、その低い接地率に応じた解析評価方法により、定量的に建屋内の機器の耐震性が確保されていることが分からない。いずれにせよ、機構として廃止措置計画として何を説明すべきか、どのような資料を添付するのか適切に考えること。その上で、速やかに補正すること。
- ・当該補正に係る準備状況については、来年の早い段階で進捗を説明すること。
なお、機構として、東海再処理施設に係る廃止措置計画について、着実に前に進めていくために悩んでいることがあれば、前広に原子力規制庁に対して相談いただきたい。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1：再処理維持基準規則を踏まえた安全対策に関する廃止措置計画の補正案について

資料2：第36回東海再処理施設安全監視チーム コメント整理表

参考：第36回東海再処理施設安全監視チーム会合 資料

https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/tokai_kanshi/17000009.html